

16

役員等の報酬及び費用弁償規則

(目 的)

第1条 この規則は、社会福祉法人 空心福祉会（以下「法人」という。）の理事，監事，評議員，評議員選任・解任委員会，入居選考第三者委員，苦情解決第三者委員及び運営推進委員等（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償に関する事項を定める。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤の役員報酬は、次の役員報酬表に定める報酬並びに手当，旅費を支給する。

報酬額	100,000円～400,000円の範囲内で理事長の定める額
手 当	通勤手当，期末手当については、職員に準ずるものとする。

2 通勤手当及び旅費は、「正規職員給与規程」及び「旅費規程」に準じて支給する。

(非常勤役員の報酬)

第3条 役員等の報酬は、勤務実態に即してのみ支給することとし、役員等がその地位にあることをもっては支給しない。

2 報酬は、役員等が法人の理事会，評議員会又はその他の会議，研修に出席するときのほか、理事長による専決や監事による監査の実施など役員等が法人の業務（以下「法人業務」という。）に従事したときに限り支給する。

3 前項の報酬の1時間の額は、次のとおりとする。ただし、業務に従事する時間が1時間に満たない場合は、その5割とする。

理 事	3,000円
監 事	3,000円
評 議 員	3,000円
評議員選任・解任委員	3,000円
入居選考第三者委員	3,000円
苦情解決第三者委員	3,000円
運営推進委員	3,000円

(費用弁償)

第4条 役員等が法人業務のため出張したときは、その費用の実費を弁償する。

2 前項の費用弁償の額は、職員の旅費に関する規程に準ずる。ただし、交通費は実費弁償とする。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、この規則を適用しない。

(規則の改正)

第6条 この規則を改正しようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規程は、2015年 6月 1日から施行する。

この規程は、2016年 1月16日から施行する。

この規則は、2017年 4月 1日から施行する。

この規則は、2017年 9月 1日から施行する。

この規則は、2019年 4月 1日から施行する。